

多摩市国民健康保険の運営に関する指針（平成 25 年 4 月決定、期間は 29 年度まで）

- 保険税率は、後期高齢者医療保険料の見直しに合わせ 2 年ごとに見直す。
- 一般会計繰入金（法定外）は、最小限にする。

1 人当たりの医療費等の平成 28 年度及び 29 年度見込の伸び
 [医療費 5.0%、保険給付費 6.3%、後期高齢者医療への支援金 3.0%、介護保険への納付金 8.2%]
 →30 年度も伸びる見込み。

医療費（保険給付費）の適正化

- 特定健康診査・保健指導（20 年度から）
- 糖尿病重症化予防事業（25 年度から）
- データヘルス計画（28 年度から）
- 医療費分析（25 年度から）
- ジェネリック医薬品促進通知（25 年度から）

後期支援金、介護納付金は、国が 1 人当たりの金額を決める。

一般会計繰入金（法定外）
 （国保の赤字を一般会計から補てんしている）
 26 年度 14 億 1,200 万円、27 年度 15 億 6 千万円、28 年度 10 億円
 29 年度決算見込 12 億円、30 年度概算見込 13 億円。（29・30 年度は現時点での見込み）
30 年度からは
 「東京都国民健康保険運営方針（案）」では、「赤字区市町村については『区市町村国保財政健全化計画』を策定し、計画的に赤字を解消するものとする。」としている。
 国からは法定外繰入を行っている市町村についても、30 年度は引き上げ幅の抑制の要望が説明会などでなされている。

平成 28 年度は、保険税率の改定、収納率の向上、前期高齢者交付金の増額交付により法定外繰入金は改善できた。
 29 年度から団塊の世代が 70 歳代に到達し始めたことにより、1 人当たりの医療費がさらに増加することが考えられる。（28 年度の 1 人当たり医療費は、65～69 歳 362,923 円、70 歳～74 歳 538,514 円）

多摩市の財政状況（市税及び繰出金）
 市税 26 年度 287 億 1,700 万円、27 年度 286 億 8,300 万円、28 年度 283 億 1,700 万円
 後期高齢への繰出金 26 年度 13 億 300 万円、27 年度 13 億 3,300 万円、28 年度 14 億 6,500 万円
 介護保険への繰出金 26 年度 11 億 6,700 万円、27 年度 12 億 4,500 万円、28 年度 13 億 300 万円
 市税は減少傾向の中、後期高齢医療保険及び介護保険への繰出額は年々増加している。

多摩市の保険税率は高いのか

厚生労働省が算出（介護分は含まず）した保険者別保険料指数では、平成 27 年度は全国 1,716 市区町村中低いほうから 26 番目。東京 26 市では低いほうから 6 番目。
 多摩市の保険税率は、東京 26 市と比較すると後期支援分の均等割以外は平均より低い。

多摩市の納付金と標準保険料率
 東京都は、毎年、市区町村ごとの納付金を算定し、納付金をまかなうための標準保険料率を提示する。
 平成 30 年度の仮係数による算定結果は、納付金 46 億 1,300 万円（激変緩和により 2 億 7,600 万円減）。
 1 人当たり保険料額 136,447 円（37%増）、標準保険料率は所得割 10.74%、均等割 64,570 円。

後期高齢者医療保険料との比較

年金収入 80 万円の場合 29 年度国保 10,700 円、後期 4,200 円である。
 年金収入 240 万円の場合 29 年度国保 91,300 円、後期 121,300 円である。

被保険者に低所得者が多い

所得 200 万円以下の世帯の割合は、28 年度およそ 75%（未申告世帯も含む）である。

30 年度保険税率改定の方向性

- 都の運営方針に沿って計画的に法定外繰入を削減する。被保険者の急激な負担の増加とならないよう 10 年以上の期間が必要である。
- 平成 28・29 年度 2 年間の 1 人当たりの負担額の伸び率から、医療分 4.8%、後期分 3.0%、介護分 8.2%、1 人当たり 4.67%増を基本とする。
- 所得割と均等割の配分は、標準保険料率を参考に、低所得者の増加率を抑える。

変更案 1

2 年間の負担額の伸び率とすることから、30 年度は法定外繰入を削減しない。31 年度以降に法定外繰入削減を進める。
 平成 31 年度以降、毎年見直すこととする。改定率は、毎年東京都が示す標準保険料率を参考に決定する。運営指針の保険税率の見直しを 2 年に 1 度行うという方針を変更する。

変更案 2

2 年間の負担額の伸び率の倍とすることから、30 年度から法定外繰入の削減を進める。
 運営指針のとおり 2 年に 1 度保険税率を改定する。改定率は、毎年東京都が示す標準保険料率を参考に決定する。

東京 26 市の改定状況

11 月末現在、改定予定 21 市（内 7 市は方式の変更）、未定 4 市、改定しない 1 市である。
 改定率は 10%未満。

保険税率を上げないと

- 国保被保険者以外の市民の方は、国保の赤字を市税から充てんすることに負担感を持つ。
- 監査委員及び議会から一般会計繰入金（法定外）が多額であると過去に指摘されている。

高額所得者は課税限度額により税額が上がらず不公平では

課税限度額は 27 年度 28 年度と引き上げている。さらに 30 年度も引上げる予定である。30 年度は 29 年度と比較して最高 4 万円、4.5%税額が増加する。